

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会(以下「本協議会」という。)の会長、副会長、理事、監事、評議員、定款第29条第5項の規定による名誉会長及び顧問及び定款第41条第2項の規定による委員会等の委員(以下「役員等」という。)の報酬、費用弁償及び旅費の支給について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等に関する報酬は無報酬とする。

(会議等の費用弁償)

第3条 役員等が会長が招集する会議に出席し、又は会長の依頼により本協議会事業に執務したとき及び会務のために旅行するときは、別表に掲げる額を費用弁償として支給する。

(特例)

第4条 前条に掲げる場合において、特別急行料金、急行料金及び座席指定料金・グリーン料金は、会長が特に認める場合に限り、これを支給する。

(支給方法)

第5条 費用弁償及び旅費の支給方法は、職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項並びにこの規程に定めのない事項で必要なものは、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年8月10日から施行する。
- 2 平成5年1月1日 一部改正
- 3 平成9年4月1日 一部改正
- 4 平成20年4月1日 一部改正
- 5 平成22年4月1日 一部改正
- 6 この規程は、公益財団法人への移行に伴い、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条)

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料
名誉会長・顧問	実 費	実 費	実 費	実 費	1,000 円	13,100 円	2,600 円
会 長・副会長	実 費	実 費	実 費	実 費	1,000 円	13,100 円	2,600 円
理 事・監 事	実 費	実 費	実 費	実 費	1,000 円	13,100 円	2,600 円
評 議 員	実 費	実 費	実 費	実 費	1,000 円	13,100 円	2,600 円
委員会等委員	実 費	実 費	実 費	実 費	1,000 円	10,900 円	2,200 円